

平成19年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (5月23日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
執行部紹介	5
議員自己紹介	6
新副管理者あいさつ	7
開 会	7
開 議	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議長就任のあいさつ	8
議事日程について	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
議会代表者会議の報告	9
会期の決定	10
副議長の選挙	10
副議長就任のあいさつ	11
議会運営委員の選任	11
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	11
諸報告	12
一般質問	15
7番 湯 澤 清 訓 議員	15
5番 竹 田 悦 子 議員	17

14番内野正美議員	21
管理者提出議案の上程及び説明	26
議案第6号の説明、質疑、採決	27
議案第7号の説明、質疑、採決	28
議案第8号の説明、質疑、採決	29
議案第9号の説明、質疑、採決	30
議案第10号の説明、質疑、採決	31
議案第11号の説明、質疑、採決	32
管理者あいさつ	33
閉会	34

平成19年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年5月16日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 日 時 平成19年5月23日(水)午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 専決処分の承認を求めることについて
- 2 専決処分の承認を求めることについて
- 3 専決処分の承認を求めることについて
- 4 専決処分の承認を求めることについて
- 5 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 6 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	秋 谷	修	議 員	2 番	福 田	悟	議 員
3 番	長 嶋	貞 造	議 員	5 番	竹 田	悦 子	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	三 宮	幸 雄	議 員	9 番	大 澤	芳 秋	議 員
1 0 番	福 島	忠 夫	議 員	1 1 番	柳 谷	泉	議 員
1 2 番	岩 崎	勤	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成19年5月23日(水曜日) 午前9時開会

開会及び開議

仮議席の指定

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議会代表者会議の報告
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長の選挙
- 第7 議会運営委員の選任
- 第8 議会運営委員会正副委員長互選結果報告
- 第9 諸報告
- 第10 一般質問
- 第11 管理者提出議案の上程及び説明
- 第12 議案第6号の説明、質疑、採決
- 第13 議案第7号の説明、質疑、採決
- 第14 議案第8号の説明、質疑、採決
- 第15 議案第9号の説明、質疑、採決
- 第16 議案第10号の説明、質疑、採決
- 第17 議案第11号の説明、質疑、採決
- 第18 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（13名）

1番	秋谷	修	議員	2番	福田	悟	議員
3番	長嶋	貞造	議員	5番	竹田	悦子	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	三宮	幸雄	議員	9番	大澤	芳秋	議員
10番	福島	忠夫	議員	11番	柳谷	泉	議員
12番	岩崎	勤	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

○原 勇事務局長 改めまして、おはようございます。事務局長の原勇と申します。よろしくお願い申し上げます。本日は、ご多用の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本議会は、統一地方選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

本日の出席議員で、北本市議会選出の大澤芳秋議員が年長議員でございますので、議長席へお願い申し上げます。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○大澤芳秋臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました北本市議会選出の大澤芳秋でございます。

本日招集されました平成19年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会の開会に当たり、ただいま事務局長から説明がありましたとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。

議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力を賜り、滞りなくその任務が果たせますよう、よろしくお願い申し上げます。

執行部紹介

○大澤芳秋臨時議長 初めに、本定例会は、このたびの統一地方選挙後初めての議会となり、それぞれ初対面の方々もいらっしゃると思いますので、ご紹介をお願いしたいと思います。

では初めに、管理者から執行部及び事務局のご紹介をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 皆様、改めましておはようございます。それでは、臨時議長さんのお許しをいただきましたので、出席者の紹介をさせていただきたいと存じます。

私は、当組合の管理者を務めさせていただいております吉見町長の新井保美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、副管理者の原口和久鴻巣市長さんでございます。

次に、去る4月22日に執行されました北本市長選挙におきまして、めでたく2期目のご当選をなされました石津賢治北本市長さんでございます。

続いて、事務局職員をご紹介申し上げます。会計管理者の新井豊美でございます。地方自治法の改正並びに当組合の規約変更によりまして、4月1日から吉見町会計管理者を当組合の会計管理者として選任いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局長の原勇でございます。

庶務課長の新井久夫でございます。

施設課長の水村清でございます。

書記をしておりますが、庶務課長補佐の成井治久でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大澤芳秋臨時議長 どうもありがとうございました。

議員自己紹介

○大澤芳秋臨時議長 続きまして、議員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

1 番の議席の鴻巣市議会選出の秋谷議員さんより順次自己紹介をお願いいたします。

○秋谷 修議員 鴻巣市議会選出の秋谷修です。新参者ですので、お手やわらかによりしくお願い申し上げます。

○福田 悟議員 おはようございます。同じく鴻巣市議会選出の福田悟と申します。よろしくお願いいたします。

○長嶋貞造議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の長嶋です。合併で吹上から来ました。よろしくお願いいたします。

○竹田悦子議員 鴻巣市議会選出の竹田悦子です。唯一女性で頑張ります。よろしくお願いいたします。

○岡田恒雄議員 おはようございます。鴻巣市議会選出、当組合の前議長の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○湯澤清訓議員 おはようございます。お世話になります。北本市議会選出の湯澤でございます。当中部環境保全組合では2年間別のところへ行っていて、お休みさせていただいた、いわば出戻りでございます。またどうぞよろしくお願いいたします。

○三宮幸雄議員 北本市議会選出の三宮でございます。やはり2年ぶりでございます。よろしくお願いいたします。

○福島忠夫議員 おはようございます。北本市議会選出の福島忠夫でございます。よろしくお願いいたします。

○柳谷 泉議員 おはようございます。吉見町議会選出の柳谷泉と申します。当選は2回目なのですが、けれども、埼玉中部環境保全組合は初めてなので、何もわかりませんが、よろしくお願いいたします。

○岩崎 勤議員 吉見町議会選出の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○小柳幸一郎議員 吉見町議会選出の小柳幸一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○内野正美議員 吉見町から参りました内野正美です。よろしくお願いいたします。

○大澤芳秋臨時議長 どうもありがとうございました。

新副管理者あいさつ

○大澤芳秋臨時議長　ここで、4月の北本市長選挙により、めでたく当選されました石津市長さんには、引き続き当組合の副管理者としてお務めをいただくわけですが、ここで一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○石津賢治副管理者　ただいまご紹介いただきました北本市長の石津でございます。

4月の統一地方選挙で再選をされまして、再び当組合の副管理者として任を務めさせていただくことになりました。管理者を助け、また今後当組合におきます、さまざまな懸案事項につきましても議員皆様のご指導をいただきまして、住民のために適正な運営がなされますように全力で取り組んでまいりますので、ご指導、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○大澤芳秋臨時議長　どうもありがとうございました。

開会の宣告

(午前 9時07分)

○大澤芳秋臨時議長　それでは、ただいまから平成19年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

開議の宣告

○大澤芳秋臨時議長　これより本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○大澤芳秋臨時議長　議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただいま着席いただいております席を仮議席と指定いたします。

議長の選挙

○大澤芳秋臨時議長　日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、過日の議会代表者会議で、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと協議いたしてございますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋臨時議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございましょうか。

7番、湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 大澤芳秋議員を推薦いたします。

○大澤芳秋臨時議長 ただいま湯澤議員から、私大澤芳秋を議長に推薦するとのご発言がございました。

私大澤を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私大澤が議長に当選いたしました。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知します。

議長就任のあいさつ

○大澤芳秋議長 ここで、私大澤の議長就任あいさつをさせていただきます。

皆さん、おはようございます。諸先輩方が大勢いらっしゃる中、まことに恐縮ですが、ご指名でございますので、議長就任に当たり、一言御礼のごあいさつを述べさせていただきます。

ただいまは、議員各位のご推挙をいただきまして埼玉中部環境保全組合議会の議長という大役を拝命いたしました。身に余る光栄でございます。もとより浅学非才の身ではありますが、スムーズな議会運営ができますよう皆様のご協力をお願い申し上げまして、微力ではございますが、議長の職務に全力を傾注してまいりたいと思います。皆様方のご支援、ご協力を切にお願ひ申し上げまして、議長就任に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○大澤芳秋臨時議長 議長の選出が終わりましたので、議員の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。臨時議長の職を解かせていただきます。

〔臨時議長、議長と交代〕

議事日程について

○大澤芳秋議長 引き続き、議員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、早速議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございます議事日程表により進めてまいりたいと思いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

議席の指定

○大澤芳秋議長 日程第2、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定したいと思いますが、その方法につきましては、前例に従い、現在着席の順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、現在着席の順と決定いたしました。

会議録署名議員の指名

○大澤芳秋議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、1番、秋谷修議員、2番、福田悟議員、3番、長嶋貞造議員を指名いたします。

議会代表者会議の報告

○大澤芳秋議長 日程第4、去る5月16日に議会代表者会議が開催されておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

報告につきましては、地方自治法第292条に基づき構成市町議会の委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で、年長議員の岡田議員が座長を務められましたので、その報告をお願いいたします。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第4、議会代表者会議の報告を申し上げます。

去る5月16日午前9時から、当センターにおきまして議会代表者会議を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次ご説明を申し上げます。

日程第5、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第6、副議長の選挙。

日程第7、議会運営委員の選任。

日程第8、議会運営委員会正副委員長互選結果報告

日程第9、諸報告。管理者諸報告であります。なお、管理者諸報告終了後、施設整備検討委員会設置要綱につきまして、全員協議会を開催することと決定いたしましたので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

日程第10、一般質問。質問通告者は3名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせてありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

日程第11、管理者提出議案の上程及び説明。提出議案につきましては、日程第12、議案第6号から日程第15、議案第9号までは専決処分の承認を求めることについてであります。日程第16、議案第10号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例、日程第17、議案第11号 埼玉中部環境保全組合議会監査委員の選任同意について、以上であります。

なお、議会終了後、議員並びに正副管理者の個々の写真撮影及び議員全員の集合写真を撮ることといたしましたので、ご協力をお願い申し上げます。

また、本日は昼食の用意はしないと決定されておりますので、ご了承願います。

以上、代表者会議の報告といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第5、会期の決定につきましては、岡田議員の申し出のとおり、5月23日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

副議長の選挙

○大澤芳秋議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ありますか。

13番、小柳議員。

○13番 小柳幸一郎議員 吉見町議会選出の内野正美議員を推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○大澤芳秋議長 ただいま小柳議員より、内野正美君を議長に推薦するとのこと発言がございました。

内野正美君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、内野正美君が副議長に当選となりました。

内野議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任のあいさつ

○大澤芳秋議長　ここで、副議長に当選されました内野議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

○内野正美副議長　ただいま副議長にご指名をいただきました内野でございます。どうかひとつよろしくをお願いいたします。

皆様のご同意をいただきまして、副議長という要職を拝命させていただきましたこと、感謝申し上げます。議長を支え、当組合議会運営が円滑に進むよう全力を尽くして頑張る所存でございますので、今後とも正副管理者初め執行部、また当組合議会議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただき、これからの中部環境の運営をうまくやっていきたいと思っておりますので、どうかひとつこれからもよろしくをお願いいたします。（拍手）

○大澤芳秋議長　どうもありがとうございました。

議会運営委員の選任

○大澤芳秋議長　日程第7、議会運営委員につきましては、議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき構成市町から選出されておりますので、ご報告いたします。

鴻巣市より岡田恒雄議員、竹田悦子議員、北本市より湯澤清訓議員、福島忠夫議員、吉見町より内野正美議員、小柳幸一郎議員、以上6名でございます。

議会運営委員会の正副委員長は、同条例第4条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩　午前　9時19分

再開　午前　9時23分

○大澤芳秋議長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○大澤芳秋議長　日程第8、休憩中、正副委員長の選出がされ、議長に報告がされておりますので、本会議においてご承認いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長　ご異議なしと認めます。

それでは、互選結果について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

○原　勇事務局長　ただいま休憩中、控室におきまして議会運営委員の皆さんにご協議をいただきました。その結果、議会運営委員長に、北本市議会選出の湯澤清訓議員、議会運営副委員長に、吉

見町議会選出、小柳幸一郎議員を互選により選出いただきましたことをご報告申し上げます。

○大澤芳秋議長 ただいま報告のありましたとおり、議会運営委員長に、北本市議会選出、湯澤清訓議員、議会運営副委員長に、吉見町議会選出、小柳幸一郎議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

諸報告

○大澤芳秋議長 日程第9、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。
管理者。

○新井保美管理者 本日、平成19年第2回組合定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、ご審議をいただきますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月22日に執行されました統一地方一般選挙におきまして、めでたく当選なされ、各市町5月の臨時議会において、当組合議会議員として選出されましたことを心からお祝い申し上げますとともに、これからの皆様のご活躍をご期待申し上げます。

先ほどは大澤芳秋議長さんを初めといたしまして、議会運営の役職がすべてご決定されまして、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

初めに、当組合議会議員として初めて選出されました議員さんもおいででございますので、当組合並びにセンターの概要について申し上げさせていただきます。

当組合は、昭和52年2月に、鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町により、地域住民の清潔で快適な生活環境を確保し、健康で高度な文化生活を営む上で必要なごみ処理施設の設置、管理及び運営を目的として設立されております。

当センターのごみ焼却施設建設に当たりましては、地元の強い反対がありましたが、昭和56年に着工し、昭和59年3月に完成いたしております。

しかし、昭和57年には、工事禁止仮処分を求める訴訟が、建設反対の住民から提訴され、法廷での争いが続きましたが、裁判所からの和解勧告により、昭和61年2月25日、和解が成立しております。

平成7年3月には、当時の川里村が当組合に加入をいたしております。

また、平成10・11年度にダイオキシン類の対策工事を実施いたしております。

当センターでは、焼却により排出される排ガスのダイオキシン類に関し、廃棄物処理法に定められております検査を毎年実施しておりますが、平成18年度の各炉の調査結果は、1号炉0.00041ナノグラム、2号炉0.00023ナノグラム、3号炉0.00063ナノグラムと基準値の5ナノグラムを大幅に

下回る良好な結果となっており、最新のガス化溶融施設の数値と比較いたしましても大変良好な数値であります。

灰の処分につきましては、平成14年度の下期から、すべての灰を太平洋セメント熊谷工場へ処理委託し、セメントの原料としてリサイクルしており、現在、埋め立て処分はいたしておりません。

現在、当組合の課題として、第2期大間処分場の廃止がございます。

平成10年3月まで焼却灰の埋め立て処分をしておりました第2期大間処分場は、平成10年6月に最終処分場の廃止基準が改正されたことにより、いまだ廃止できず、現在も地権者9名から土地をお借りしております。

大間処分場関係の年間経費は3,000万円を超えておりますので、現在、経費削減、早期返還に向けて、後ほど申し上げますが、実証試験を実施しております。

次に、平成19年度の予算の概要について申し上げます。

平成19年度予算の編成に当たりましては、引き続き厳しい地方財政を考慮いたしまして、歳出経費の見直し、削減に努め、予算を編成いたしております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,416万9,000円、前年度と比べ1,633万5,000円、1.59%の減額であります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金7億3,895万3,000円、地方交付税分負担金1億3,100万円、使用料及び手数料1億1,500万円等であります。

歳出の主なものは、議会費685万3,000円、前年度と比較し265万円、27.89%の減額。総務費5,573万7,000円、前年度と比較し48万5,000円、0.88%の増額。衛生費6億7,270万7,000円、前年度と比較し1,417万円、2.06%の減額。公債費2億7,387万2,000円、前年度と同額であります。衛生費につきましては、ごみの処理等に必要な経費でありまして、当センターの運転管理業務委託料、薬剤費や電気料などの需用費、機械や計器類の修繕料、保守点検委託料等であります。公債費につきましては、平成10・11年度で実施いたしましたダイオキシン類対策工事の起債に対する元利償還金でありまして、平成21年度までの償還であります。

なお、平成19年度のごみ処理総量は、管内発生量4万2,000トンを見込んでおります。

以上、当組合並びにセンターの概要について述べさせていただきました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月定例会以降の事務の執行状況及び運転状況につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、事務の執行状況について、平成19年度がスタートしておりますが、当組合の事務職員に変更はなく、事務も順調に執行しております。なお、先ほど紹介申し上げましたが、本年度から会計管理者を選任いたしております。

次に、運転状況について申し上げます。

平成18年度の年間ごみ処理総量につきましては4万1,988.49トンでございましたが、小川地区衛

生組合から860.59トン、彩北広域清掃組合から279.82トンの受託がありましたので、受託処理分を除きますと、当組合管内から発生したごみ処理量は4万848.08トンであり、前年度比165.21トン、0.4%の減であります。

当組合管内から発生したごみ処理量は、平成13年度から6年連続減少いたしており、これは各構成市町において、ごみの減量化に向けた啓発活動等を進めてきた結果と考えられ、大変喜ばしく、今後も構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

施設の運転管理、維持管理業務につきましても順調であります。

今後も施設機能を維持していくために、種々の保守点検整備等を実施し、安心、安全な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、第2期大間処分場につきましては、現在、雨水による自然浄化に頼っておりますが、廃止の条件を満たすのは非常に厳しい状況であります。昨年、水の浄化について研究している企業体から、平成18年度、国土交通省、「建設業の経営革新モデル事業」として「フロートバイオシステム工法」が採択され、当処分場にて実証試験を行いたいとの申し出がありました。現在、実証試験を実施いたしておりますが、お手元に配付いたしました資料のとおり、BODの数値につきましては良好な数値が計測されており、実証試験は6月まで行います。

また、リサイクルプラザ関係につきましては、「リサイクルプラザ実施基本計画書」を平成15年4月に策定いたしました。全国的に市町村合併が進められており、合併の推移を見守り、一時凍結といたしました。その後、議会から、新しい施設と併用で、より広域化を図りながら進めるべきとの意見が出され、正副管理者会議においても同様の意見で一致しており、今年度は、「施設整備検討委員会」を立ち上げ、リサイクルプラザも含めた施設整備について検討をお願いしてまいりたいと考えております。

報告が長くなりましたが、改選後の最初の議会に当たりまして、組合の現状等の一端を申し上げます。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。これについて何かご質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問がないようですので、管理者諸報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時05分

○大澤芳秋議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

事務局長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 皆様方におわびする案件がございます。先ほど施設整備検討委員会で、平成18年2月に決定いたしましたという報告をいたしました。平成19年の誤りでございますので、ご訂正をお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

一般質問

○大澤芳秋議長 日程第10、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。質問並びに答弁は、簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ここで、通告をいたしました内容に入る前に、まずはさきのご報告にもありましたとおり、お集まりの2市1町の議員の方々は、もちろんこの私も含めまして、さきの統一地方選挙を戦い抜かれてきた方々であります。ここにこうしてお会いできることを心よりお喜び申し上げたいと思います。そして、私自身は、北本の市議としては3期目となるのですが、この中部環境へは2期目の前半、2003年5月から2年間お世話になりまして、一たんその後桶北水道に行っておりました。埼玉中部環境保全組合へは2年ぶりの復帰であります。改めて、当時ご一緒いたしました議員の皆さん、そして執行部の方々、そういった方々との再会を改めてお喜び申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そこで、今回の質問は、3年前の在籍当時、この議会で質問させていただいた事項の一つについて、いわば私が出かけておりました間の経過の確認をさせていただくものであります。実は、北本市の選挙後初の臨時議会で、この中部環境の議員として任命された、その日が今回の一般質問通告の締め切り日であったという、そういう事情もありまして、今回は再スタートの出発点の確認をさせていただきまして、新しい事項につきましては、この次の議会からということにさせていただこうと考えております。

さて、質問事項に入ります。件名1、例規集CD化の経過とその後の活用について。いわゆるIT化の流れの中で、例えばインターネットを使って得られる情報の量、これは一個人、一人の人間から見れば、まさに無限、とてもすべては知り切れない膨大な量であり、情報の処理、活用につい

では、量ではなく質、いかに的確、適切に必要な情報を得るかという段階にとっくに入っていると思います。そして、情報を検索する上で必須の条件とも言えるのがデジタル化であり、それは例えばCD化であるわけです。特に議員が検索により活用する情報の中では議員活動、特に一般質問等で独特なものの第1は議事録であり、次が例規集ではないでしょうか。

この観点に加え、この中部環境は、単にごみ処理にとどまらずに、まさにその名に環境保全、これに関する組合であります。議会ごとに配付される紙の多さにうんざりもする私でもあります。環境保全の観点からも例規集のデジタル化、例えばCD化が求められると以前議会で主張いたしました。提案をさせていただきました。そして、その後、例規集のCD化がなされたということを伺いました。

そこで、要旨1、CD化実現までの経過について伺うとともに、要旨2、その後の活用についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

平成16年5月議会において湯澤議員さんから、環境の保全を業務とする組合であればこそ、率先してCD化を実現すべきとのご指摘を受け、平成17年7月1日から例規集の横書き条例を施行し、新鴻巣市誕生後、例規集の冊子とCDの作成をいたしております。

平成18年版例規集50部、CD50枚を作成し、構成市町及び関係団体にそれぞれ配付し、活用していただいております。

平成17年6月議会においては、CD化をすることで構成市町のホームページに掲載することが可能ではないかとのご指摘を受け、管内協議会に組合例規集の掲載をお願い申し上げましたところ、平成18年10月から吉見町のホームページで検索することが可能となりました。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、2回目、要望をさせていただきたいと思います。

まず今後、特に構成各市町のホームページ上での活用をぜひお願いしたいと思います。ご答弁にもありましたように、現時点では吉見町のホームページから、少々遠回りをして検索ができるわけなのですが、ぜひともストレートな形で検索への道、これをおつくりいただくことを望みたいと思います。それとともに、さらなる各構成市町とか関係団体、こういったところの協力を求めたいと思います。リンクをさせるということについては、比較的簡単に、特に管理者さんたちがお気遣いになられております経費の件、これについては、ほとんどかけることなく実現可能なはずですので、

このようにCD化された今、この点は特に強く望みたいと思います。

それに加えまして、今後は更新等の作業が出てくるわけですが、そういったことを考えるときは、やはり構成市町との人的な交流、協力、これが求められてくるのだと思います。くれぐれも、こういった作業におきましては、実は実際、体ですね、身体を中部環境に運ばなくても、すなわち物理的には、それぞれの市や町の庁舎中で作業が可能なので、このことをまず申し上げておきたいと思います。きょうのところは人的配置の強化、これを要望しておきます。

さて、この先は、この埼玉中部環境保全組合独自のホームページ開設ということに私の関心が及ぶわけですが、この点につきましては、今回人的配置の強化のみを求めまして、ほかはこの後の竹田議員の質問にお譲りをいたしまして、私自身のより具体的な提案につきましては、今後の質問で行うということにいたしまして、きょうの質問を終わります。

以上です。

○大澤芳秋議長 以上で湯澤議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可します。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 おはようございます。私もまた引き続き埼玉中部環境保全組合でお世話になることになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

5月定例会におきまして、私は一般質問通告を1件にわたり出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、埼玉中部環境保全組合としての情報公開についてお尋ねをします。埼玉中部環境保全組合情報公開条例の第1条には、組合運営に関する公文書について、住民に知る権利の尊重と公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、組合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、住民による行政参加の一層の推進を図り、もって住民の理解と信頼を深め、公正で開かれた総合行政の推進に寄与することを目的とすると、このように書かれています。つまり、今情報公開制度のもとでは、住民の知る権利の保障とともに行政の説明責任が問われています。特に電子自治体のもとで、すべての市町村がホームページを開設しています。そして、さまざまな最新の情報を得ようとするときにインターネットはとても便利なものであり、私もさまざまな法律を調べるときも、分厚い書籍をそろえることなしに調査できますから、大変助かっているというのが現実であります。また、議会での視察先について精査するときなどは、先方の自治体をアクセスし、その自治体の概要や特色なども加味しながら検討しますので、調査活動にとってもなくてはならないのが、今のシステムであります。21世紀は、あわせて環境の時代と言われていますが、ごみ問題は、今後も重要な課題であり、そのごみ処理を行うさまざまな環境センターは、まさに注目の的だと私は考えます。特にリサイクルプラザの建設を含めた新たな検討がされる本組合は、住民にとって一層関心が高まることは必然のことです。こうした点も踏まえ、最

新の情報が住民に提供されていくことが重要であると考えますので、この質問を行うものです。

(1) 埼玉中部環境保全組合のホームページの開設について。埼玉中部環境保全組合へアクセスすると約4万5,000件の登録がされています。その中に私も日本共産党鴻巣議員団の中にも埼玉中部環境保全組合という名前で登録されているものがあります。組合そのもののホームページが今必要な時代と考えますので、一刻も早く開設することを求めるものです。北本地区衛生組合という組合がありますが、この北本地区衛生組合は平成15年3月12日にホームページを開設して、これまで2万7,340件のアクセスがあり、年間4回から5回にわたって、そのホームページを更新しています。そういう点では最新のホームページ、情報を提供する、その情報公開条例にも基づいて住民参加のもとで、ごみ問題というのは、一層処理が解決されていくと考えますので、一刻も早い開設を求めるものです。見解をお答えください。

(2) 構成市町のホームページにリンクさせることについて。今、鴻巣は市民プールをことしから開園しないことが、市民の関心事の一つでもあります。先日開かれた臨時議会終了後の全員協議会で、現在の市民プールにかわって温水プールをつくる計画はないのかとの趣旨が、市民プールの廃止を認めている議員の中からも質問として出されています。今後の一般質問でも取り上げられてきますが、埼玉中部環境保全組合の検討の方向はどうか、その点もあわせて、この問題は内野議員が質問しますので、お任せしますが、ごみ処理問題だけでなく、多方面での注目を得ざるを得ないというのが鴻巣の現状でもあります。特に彩北広域清掃組合の運営にも鴻巣市はかかわっていくわけですから、一層正確な情報を提供するという点でもホームページを開設し、構成市町のホームページにリンクさせることが大事であると考えますので、この件もあわせて求めるものです。吉見町のホームページのリンク集の場面で見ますと、先ほどの北本地区衛生組合という一部事務組合がリンクされて、そして「ようこそクリーンセンターあさひへ」というホームページにつながっていくわけですね。そういう点では構成市町の住民の皆さんが一層ごみ問題に関心を持っていただくという点でも大事かと思いますので、あわせてこの点でも強調しておきたいというふうに考えます。

(3) 埼玉中部環境センターだよりをホームページにリンクさせることについて。一部事務組合の中でも先見的に作成されてきたのが、埼玉中部環境センターだよりであり、皆さんもごらんになっていると思いますが、非常に工夫されていると私は拝見しております。こうした内容を多くの方に見ていただく、そしてごみをなくす、そして環境問題に関心を持っていただくということや、皆出される税金でごみは処理されています。そういう点では、この埼玉中部環境センターだよりには、予算の使われ方なども出ていますし、議員が、どういう人が出ているかというのも、きょう写真で撮られて紹介もされますが、それが本当にいち早く住民に情報が提供されるという点もありますので、あわせて要望するものです。見解をお答えください。

以上で壇上での質問は終わりますが、再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

1点目、2点目、3点目のご質問は、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

ごみ処理に関する問題は、住民の大きな関心の一つと受けとめております。竹田議員さんのご指摘のとおり、ホームページにより、当組合の情報がだれでもすぐに確認できますので、啓発等の効果は大きいと考えられます。

先ほど竹田議員さんからお褒めの言葉をいただきましたけれども、当組合では平成13年12月1日から、広報紙「埼玉中部環境センターだより」を年2回発行し、管内全世帯に配布させていただき、組合情報の提供に努めておるところでございます。

また、平成16年5月議会及び平成17年6月議会において、ホームページの開設について一般質問がなされており、管内のコスト面等を精査したところ、100万円以上かかることから、引き続き検討してまいりたいと答弁した経緯がございます。

県内のごみ処理一部事務組合15団体について調査いたしましたところ、広報紙のみが当組合を含めて3団体、ホームページのみが6団体、双方行っているのが4団体、双方とも実施していない組合は2団体であります。

ホームページの開設につきましては、引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 今お答えの中に、住民の関心が高く、その効果は大きいということをお認めになられております。そういう点では情報を開示して、それで関心を持っていただいて、ごみ処理にかかる費用を減らす、それが先ほど100万円、コスト面としてかかるということ考えたときに、100万円減らすのに、例えばどのくらいのごみが減ればいいのか。そういう点考えたときに、やはりその100万円を先行投資として考えてごみを減らすのか、それともそのままやっていくのかという点考えたときには、私は先行投資をしてごみを減らすことに、その100万円分のごみが減ることの方が、より大きいわけで、それが相乗効果となっていくわけで、協議していきますというお答えでしたけれども、では、どういうスパンで協議して結論を出していくのか、この点をもう少し具体的にお答えいただきたいというふうに思います。

先ほど湯澤議員の質問で、吉見町のホームページからは、この中部環境の例規集が見られるようになっていくということですが、例えば金額にこだわるわけではありませんけれども、この立派な冊子をつくっていただきましたけれども、もう既にこれは改正しなければならない文言がた

くさんあります。例えば助役は副市長、きょう本日、会計管理者という新しい文言も地方自治法で変えられていますけれども、それが収入役という文言のままになっている。それから、今度選出された議員も、それぞれの構成市町からは、前は鴻巣は7でしたけれども、今度5人になっています。これも古いままの冊子として使われているわけですね。そういう点考えたときに、やはり電子自治体化、IT化のもとで、先ほどのCD ROMの問題もホームページの問題も最新のバージョンで市民に提供できるという点を考えたときに、冊子にする費用とか、いろいろな問題を考えたときには、やはり私は、そういう点でのホームページで早目に最新の情報を知っていただいで運営していただく。

それで、私は、なぜ最初に情報公開条例を読み上げたかということ、こういう崇高な精神のもとで情報公開というのは運営されているのだということを改めて確認していただきたいという意味も込めて読み上げたわけです。そういう点では協議ということで、私はもっと積極的なご答弁がいただけるかというふうに考えたのですが、決してそうではなかったので、改めて再質問を行います。そういう点も含めて、いつまでに協議していくのか、お答えをいただきたいと思います。

○大澤芳秋議長 再質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 ご指摘のとおり、この協議につきましては、先ほど湯澤議員さんも触れておりました。前回の答弁で100万円以上かかるといったものが、職員で対応できるという方法も見出しました。しかしながら、今現在私ども6人で運営をやっております。広報紙も作成しなければなりません。それで、いかに100万円を抑えるかということで遂行するならば、これは職員が専従でついでいければいいということまでしてきました。そういうものも踏まえて協議ということで、ただ単にお金をかければいい、竹田議員さんのご指摘もございました。100万円はどこかで捻出すればいいたろうというご指摘と認識しました。しかしながら、今15団体の組合の報告もさせていただきました。いまだにしていない組合さん、それは何らかの事情があってできないという認識で私どもにとっておりますけれども、やはり広報紙については、住民の方が保存できるものと私どもは認識しております。

しかしながら、ホームページを開設して新たな情報をしますと、新しい情報が入ると古い情報は消えるということまで調査しております。今回の竹田議員さんの例規集の冊子でございますが、私どもはご案内のとおり年3回の議会を開会させていただいております。それには議会のときに、冊子が議員さん方のお手元にある、これが私どもの責務ではないかと。先ほど竹田議員さんもおっしゃいましたけれども、行政説明は責任だということでございますが、やはり議員の皆様方が議場に入ったときに例規集があるのとないのとは大きな違いがある。先ほど竹田議員さんも、私どもCDを導入いたしました、一つの規約を変更するのに2万5,000円かかります。今回ご案内のと

おり自治法等の改正がございました。竹田議員さんも触れていましたけれども、収入役を会計管理者にかえるのですが、収入役を削除するだけで2万5,000円かかるということも、竹田議員さんにはご理解していただきたいと思います。

しかしながら、このホームページは避けて通れない問題ですので、今後いろいろ調べて進めてまいるということで、ご理解賜りたいと存じます。例えばぜひともホームページということであれば、私どもも正副管理者にご協議をいただいて進めてまいるということで、確かに竹田議員さんからすれば、逃げているのではないかという回答だと思いたしますが、そうではございません。私どもは、今まで湯澤議員さんのご指摘もどんどん導入して、新たな中部環境に向けて努力してきておりますので、その辺もご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

3番目の通告者、内野正美議員の質問を許可いたします。

内野議員。

○14番 内野正美議員 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。吉見町から中部環境に選出されました内野正美と申します。よろしくお願いいいたします。

私の質問は、大きく1点でございます。余熱利用の地元温泉プール建設要望についての質問でございます。この組合は、鴻巣市、北本市、吉見町で構成しております。ごみ処理問題解決のために昭和52年、設立された組合でございます。建設に当たっては、建設予定地が二転、三転という困難の形になったわけでございます。長い年月を費やして吉見町、当初地元住民の100%の反対に遭ったわけでございます。そういった中で話し合いすらできない状況の中、難しい問題が提起されてきたわけでございます。しかし、関係者の昼夜をいとわず、寝食を忘れ、血のにじむような努力の結果、反対、また絶対反対という人たちの中でも、地元住民のごみ処理施設建設対策協議会というものが結成され、話し合いが行われてきたわけでございます。

そういった中で公害に対する対策、道路、水路整備、集会所、公園の整備などの提案がなされたわけでございます。こうして焼却場建設に向けて話し合いが進む一方で、絶対反対という中で行政に対し、激しい地元からの反対の意見が出されたわけでございます。それが徐々に、また拡大をしました。地元からの反対が拡大をし、裁判闘争への発展の方向に進んだわけでございます。これも二転、三転とした中の施設という形を決める中での反対が起きたわけでございます。また、裁判闘争の中でも地元の人たちも相当苦しんだと思います。そういった中で、この田園都市吉見町、のどかな場所であったわけでございますけれども、焼却場建設によって大きく揺れ動いたわけでございます。

こうした紆余曲折を乗り越えて、昭和59年2月に焼却場が完成したわけでございます。2市1町、広域的な焼却場の建設が提起されたのが昭和49年の中ごろと私は先輩から伺っております。約10年

の歳月を要しているわけでございます。おかげさまで老人福祉センター「荒川荘」を初め地元要望の道路、水路整備など進み、最近では中部環境があるおかげだという形の声もちらほら聞こえるようになっております。これも正副管理者を初め各市町選出の組合議員の皆様のご理解、ご協力のたまものと地元議員として深く感謝をしております。

そういった中で、私がお伺いしたいことは、今後の地元対策についてであります。昨年3月、地元住民の7割の署名を集めて温水プール建設の要望が管理者あてに提出されております。これは昨年の議会で事務局の方から、こういうふうなものが出てきましたと報告を聞いております。温水プール建設の要望は、建設当時から地元の最大なる要望でありました。26年前からの焼却場施設ができるのであれば、地元として温水プールをつくってもらいたいと要望がなされたわけでございます。そういった中で焼却場の供用開始後、たびたびこの中部環境議員、私以外でも何度となく一般質問させていただいております。毎日ごみが出るという中で、当たり前のように処理をしていくには何としても地元のご理解がなくては難しいごみ処理問題でございます。

このセンターも、ことしで24年という年月がたってきて、なかなか紆余曲折の施設となっているわけでございますけれども、いつこの施設が、また故障なりする形の年月でございます。これから先新しい焼却施設を建設しなければならない時期が必ずやってくるわけでございます。そういった中で中部環境に鴻巣市、北本市、吉見町から選出されている議員の皆様もご理解をいただいて、いつ故障して施設が使えなくなるかという形のものが出てくる可能性が十二分にあります。鴻巣市、北本市、吉見町のどこにつくるにしても、焼却場のある、この地元の人から、あってよかったと言ってもらえるような施設が欲しいわけでございます。次の施設をつくるときに大きな力となると考えております。このセンターの運営が順調にしている今こそ、この地元の要望をかなえてやるべきだと思うわけでございます。温水プール建設の要望について、今後どのように進めていくのか、事務局サイドの答弁を聞かせていただきたいと思います。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いいいたします。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

内野議員さんのご指摘のとおり、昨年3月29日に地元世帯の約7割の方が署名し、温水プール建設の要望書が提出されました。

要望書の内容は、「余熱利用施設設置」のお願い」と題しまして、地域住民は、余熱利用施設として、温水プールの設置を希望しているので、特段の配慮をお願いいたしますというものであります。

温水プール建設につきましては、平成13年2月議会において、地元要望、地元の活性化として重要であると内野議員さんからご指摘をいただいておりますが、必要な熱量を確保するには、何とし

ても常時2炉連続運転が必要でありますとの答弁をいたした経緯がございます。

現在は、1炉または2炉運転を繰り返しておる状況でありますので、現施設では厳しいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

内野議員。

○14番 内野正美議員 事務局サイドの答弁は、普通の答弁だと私は思うわけです。長年組合に關している私としてみれば、もっと中に入った答弁が必要だと思うわけでございます。なぜならば、私も年の話をするのは恥ずかしいけれども、58年、ここに住んでいるわけでございます。そういった中で、この近辺のことに対して一番詳しいわけでございます。何年に何があったという形の中で、この施設をつくることに対して犠牲を払っているわけでございます。そういった中で事務局サイドとしてみれば難しい答弁かもしれないけれども、再質問させていただきます。

1点目、今の2市1町の形の中で温水プールの建設が難しいという形になっていますね。それはごみ処理場が常時2炉運転できないという形の答弁だと思うわけです。それだから難しいという形の答弁かと思えます。そういうふうな中で、温水プール建設の難しいのは、24年も前から始まっているわけです。これを設置するときから温水プールをつくってもらいたいという形のもは出ております。また、地域に対してハウスがありますけれども、このハウスにも余熱を引いてあげるという形のこと私たちは伺っているわけでございます。それさえいまだしてもらっていないわけです。そういった中で温水プールというものが、この議会でも何回か一般質問されているという形の中で前向きに検討してもらいたいわけでございます。

2点目、先ほど来検討委員会を立ち上げて、今後の施設について検討していくという話が出ておりました。温水プールがつかれない形の中、私は新しい施設をつくるとしたら、もっと広域化していかなければならないという形を考えているわけでございます。より広域的な施設にしていく必要があると思っているわけです。ぜひこれを広域化してもらいたいと考えているわけでございます。広域化を拡大すれば、そういうふうな点も解釈のもとで理解ができて、新しい施設ができる可能性もあると考えております。

3点目、リサイクルプラザ、焼却施設併用で検討しているとのことが、各構成市町でなっていると思えますけれども、最近ごみの減量、分別に取り組んでいる構成市町があります。そういった中で分別を厳しく2市1町でやっていくのであれば、瓶、缶、ペットボトルを初め古紙、不燃物などのリサイクルを進めているので、私は個人的にです、個人的にはリサイクルプラザは要らないのではないかと。各2市1町が真剣に取り組んでいけば、このようなものも解決するのではないかと個人的には思うわけでございます。そういった中で、これも検討委員会を立ち上げる中で検討していきたいと思えます。

4点目、このたび温水プール建設の要望、焼却場建設当初からの地元の最大なる、これは要望でありまして、それがいまだに解決しないという形のもととして、地元の対策として、せっかく中部環境がここにあるといいと。地元の人たちからの声の反響が何十年前と多少違うわけです。これも正副管理者を初め、また当組合議員の皆様のおかげだと思っているわけでございます。そういった中で、ぜひこの温水プール建設に当たっても真剣にこれから考えて、地元に対しての、今までお世話になっているわけですから、恩返しをするわけではございませんけれども、そういった形をとってもらいたいと思います。

4点の再質問を答弁願います。

○大澤芳秋議長 再質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 初めに、再質問の1点目、4点目につきましてお答えいたします。

今の規模では温水プールの建設は難しいのではないかと。また、地元対策として建設するのかとのご質問がございますが、先ほども申し上げました、必要な熱量を確保するには何としても常時2炉運転が必要条件となっております。平成18年度の運転日数は352日、うち2炉運転日数は218日、2炉運転比率は約60%であります。今後熱量等の条件をかんがみ、検討してまいりたいと考えております。

2点目の広域化についてのご質問でございます。新施設をつくる場所につきましては、白紙の状態でございますが、ご指摘のとおり、より効率的な施設、広域化について検討してまいりたいと考えております。

3点目のリサイクルプラザについてのご質問ですが、ご案内のとおり国ではごみの発生を減らすリデュース、不要品を再使用するリユース、再生利用するリサイクルの3Rを推進しております。リデュースやリサイクルにつきましては、構成市町それぞれ熱心に取り組みが行われており、成果が上がっておりと認識しておりますが、リユースにつきましては、現在粗大ごみとして当センターに持ち込まれ、まだ再使用できる机、いす、ソファ、自転車、たんす、食器棚などを破碎処理している状況であります。リサイクルプラザ建設に向けて、新しい焼却施設と併用のご意見をいただいておりますので、施設整備検討委員会にご協議、検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 内野議員。

○14番 内野正美議員 事務局サイドの答弁でございますけれども、前向きな方向で、言葉だけは進んでいると思うのですよね。そういった中で、本当は管理者に聞くのが一番いいわけですがけれども、何せこれはなかなか聞けない形のものもありますので、徐々に管理者、副管理者に聞いていかなくてもならない、統一が終わったばかりですから、それは事務局サイドだけでとどめておくという形

にしておきます。地元の理解があるわけでございます。何年前かも問題が起き、そういうふうな中で地元の人たちの理解があって中部環境は順調に稼働しているわけでございます。何かの事故がある中で、地元のご理解があるから順調に運営ができるわけでございます。私たち、また議員だけではございません。管理者も副管理者も、何か問題があったときには非常に苦しい形のことを地元に対して説明するわけでございます。そういった中で地元の人々の理解が、建設当時から24年たった現在、いい方向にこの施設があって、よかったという言葉が出てきている今こそが、地元からの要望をぜひかなえてもらいたいのが、地元としてお願いでございます。焼却場建設当初から地元で温水プールというものを要望してきたわけですが、条件が整い次第という形の中の事務局サイドの答弁でございますけれども、条件が整った時点で、こういうようなもの、温水プールをつくっていただければと思います。

また、施設整備検討委員会というものが、本日出されてきたわけでございますけれども、この検討委員会がスムーズにいくに際してもメンバーに地元の人を多く入れていただければと思います。地元に対しても隠し事があるとはいけない問題でございます。そういった中で、この施設整備検討委員会に対しても地元の意見を取り入れるなりして進めていくのが一番いいかなと私はそう思っているわけでございます。検討委員会をぐずぐずいつまでもやるのではなく、1年なら1年と区切りをつけ、2年なら2年という形のもとにやっていくのが、この中部環境を運営していく中で必要かと思うわけでございます。そういった中で管理者へ私たちがこういうふうなことを言うのも失礼かもしれませんが、せつかく地元で根づいた組合の職員、これを異動するなりしていただくと、地元に対しての熱意が冷めます、地元としてみれば実際に。これから施設整備検討委員会を立ち上げていく中で、事務局もこのまま完成するまで、せつかく地元に対して課長さんたち、局長さんたちが熱心な対処をしているわけでございます。私は管理者に対して、いい配置をしたと思っております。そういった中で、ぜひ管理者としてみても、異動だけは避けてもらいたいです。完成するまでは、ぜひこの職員をこのまま置いていただいて、地元に対しての要望なり、意見を身近に知っているわけでございますから、完成まで、ぜひ無理やり置いていただければと、要望ではございません。これは真剣な話でございますので、ひとつご理解を得て、私の質問は終わらせていただきます。

○大澤芳秋議長 以上で内野議員の質問は終了いたしました。

以上で通告のありました一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○大澤芳秋議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

なお、先ほどの竹田議員の一般質問で、リサイクルプラザ実施基本計画書の要求がありましたので、事務局よりお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

管理者提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 日程第11、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案のご説明を申し上げます。

本定例議会に提出いたしました案件は、6件でございます。

議案第6号から議案第9号の4議案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものであります。

最初に、議案第6号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ635万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,035万円といたしたものであります。

歳入につきましては、繰越金635万1,000円の減額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、施設整備基金費、積立金635万1,000円の減額であり、2月28日、専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案第7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国が実施いたしました給与構造改革に関する条例を、鴻巣市が3月議会、3月20日でございますが、において議決いたしましたので、鴻巣市給与条例を準用しております当組合といたしましても、規定の整備を図るため、3月30日、専決処分をさせていただいたものであります。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、規定の整備を図るもので、議案第7号同様、鴻巣市が3月議会において議決したことに伴い、3月30日、専決処分をさせていただいたものであります。

議案第9号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正及び本年3月16日付で、埼玉県知事の許可を受けました当組合の規約変更に伴い、規定の整備を図るため、3月30日、専決処分をさせていただいたものであります。

以上4件が専決処分をさせていただいた案件でございます。

次に、議案第10号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年度立ち上げてまいりたい施設整備検討委員会の委員の報酬について条例の整備を図るものであります。

次に、議案第11号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について申し上げます。

埼玉中部環境保全組合監査委員の選任をいたしたいとするもので、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員には、鴻巣市から選出をいただいております岡田恒雄議員を選任いたしたいとするものでございます。

以上、提出議案の概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○大澤芳秋議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

議案第6号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第12、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議長、議会運営委員長のお許しをいただき、2月28日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本年2月定例議会において平成18年度一般会計予算の繰越金を平成17年度決算で確定いたしました3,092万6,000円補正いたしました。議会後、誤りが判明いたしましたので、専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算書の5ページをお願いいたします。本来であれば確定した繰越金3,092万6,000円から当初予算に計上してございました635万1,000円を差し引いた2,457万5,000円を補正すべきでございましたが、3,092万6,000円を補正したため、635万1,000円を減額いたしましたものであります。

歳出につきましても、施設整備基金費から635万1,000円減額いたしましたものであります。今後間違いのないよう改めますので、ご理解賜りたいと存じます。深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第13、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、国が実施いたしました給与構造改革に基づき鴻巣市が3月議会、3月20日において鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決されました。当組合の給与条例は、鴻巣市給与条例を準用しておりますので、当組合には現在該当する職員はおりませんが、埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を3月30日に専決処分させていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。給与構造改革の実施に伴い、昇給月が一本化されたために条文の整備をいたしたいとするものであります。第6条中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削ったものであります。育児休業した職員が復帰した場合の昇給に関しての規定であり、復帰後、育児休業した期間の2分の1に相当する期間について調整できるというものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第14、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

鴻巣市が3月議会において鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例が3月20日に議決されたことに伴い、埼玉中部環境保全組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を3月30日に専決処分させていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。本議案は、地方自治法の一部改正により、本条例で引用する同法の規定中、第3項が新設されたことにより、項の繰り下げが行われたため、引用条項を改正いたしましたものであります。

第1条第2号及び第4号中「第4項」を「第5項」に改めたものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第15、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正及び本年3月16日付で埼玉県知事の許可を受けました埼玉中部環境保全組合の規約変更に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を置くことにより、本条例の整備を図るため、埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を3月30日、専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。第2条第1項第3号「収入役月額2万800円」を削り、別表中「収入役」を削ったものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第16、議案第10号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第10号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほど全員協議会でご説明させていただきました施設整備検討委員会設置要綱の制定に伴いまして、第8条の委員の報酬は、埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支給すると明記いたしましたので、条例の整備を図るため、本議会に上程するものであります。

1枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。別表中、情報公開・個人情報保護審議会委員、日額、会長、7,400円、委員、6,400円の次に施設整備検討委員会、日額、委員長、5,500円、委員、5,000円を加えたいとするものであります。

なお、報酬額につきましては、構成市町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等を精査し、決定させていただきました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第17、議案第11号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、岡田議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、岡田議員の退場を求めます。

〔6番 岡田恒雄議員退場〕

○大澤芳秋議長 管理者より議案第11号の細部説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議案第11号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員につきましては、吉見町選出の議員さんに2年間お骨折りをいただきました。統一地方選挙をもって任期満了となりましたので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条の規定に基づきまして議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員に鴻巣市から選出をいただいております岡田恒雄議員さんを選任いたしたいとするものでございます。岡田恒雄議員さんの経歴の概要を申し上げますと、昭和58年5月に鴻巣市の議会議員に就任なされ、現在7期目でございます。鴻巣市議会の議会議長を初め建設常任委員長並びに総務常任委員長などを歴任され、当組合の議会議員といたしましても2度の組合議長の経験をお持ちで、通算16年2カ月、組合事業の発展に寄与されております。

以上、岡田恒雄議員さんの経歴の概要を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号については同意することに決定いたしました。

岡田議員の入場を求めます。

〔6番 岡田恒雄議員入場〕

○大澤芳秋議長 それでは、選任同意されました岡田議員に監査委員就任のごあいさつをいただきたいと思います。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 ただいま議会選出の監査委員に選任をされたという報をお聞きいたしまして、まことにありがとうございます。

当議会通算16年余りの長い経験を生かして、代表監査委員さんとともに諸問題であります経費の削減、またごみ減量等の諸問題を提言したいというふうに考えております。

今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

管理者あいさつ

○大澤芳秋議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました案件につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年4月供用開始以来、本年で24年目を迎えておりますが、関係各位の温かいご指導、ご協力によりまして、順調に運転を続けており、心から感謝を申し上げます。

さて、当組合の懸案事項であります第2期大間処分場の廃止につきましては、モデル事業として実施しております「フロートバイオシステム工法」について、実証試験の結果により、本格的な導入に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。早期廃止に向けて、また維持管理経費の削減に向けて努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、現代社会において、ごみ処理業務は、住民の清潔で快適な生活環境を維持していく上で、

一日も休むことのできない状況でございます。

今後の施設整備について、施設整備検討委員会を立ち上げ、検討を始めてまいりたいと存じますので、皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様方の今後のご健勝、ご活躍を祈念させていただきます。閉会に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

○大澤芳秋議長 以上をもちまして、平成19年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年5月23日

臨時議長	大澤芳秋
議長	

署名議員	秋谷修
------	-----

署名議員	福田悟
------	-----

署名議員	長嶋貞造
------	------